

傷害退院時一時金補償特約

【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & A D型）特約【用語の説明】、傷害補償（標準型）特約【用語の説明】および普通保険約款【用語の説明】による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

用語	説明
さ 再入院	前の入院の原因となった傷害が原因であると医師（注）が診断した結果、再度入院することをいいます。 （注）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
し 傷害退院時一時金額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害退院時一時金額として記載された額をいいます。
傷害補償特約	傷害補償（MS & A D型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
た 退院	入院している患者が、常に医師の管理下において治療に専念している必要がなくなり、病院または診療所を出ることをいいます。
て 転入院	前の入院の原因となった傷害の治療を目的として、他の病院または診療所に入院することをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者が傷害入院に該当し、その状態が14日以上継続（注）した後、生存して退院した場合は、この特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、傷害退院時一時金を被保険者に支払います。
- 本条（1）の規定にかかわらず、傷害入院に該当する日数が365日を超えた場合は、当社は、傷害退院時一時金を被保険者に支払いません。また、この場合において、その後生存して退院したときでも、当社は、傷害退院時一時金を支払いません。
- 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、傷害退院時一時金を支払います。
（注）継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限りです。

第2条（支払保険金の計算）

- 当社は、1回の傷害入院について、傷害退院時一時金額を傷害退院時一時金として被保険者に支払います。
- 傷害退院時一時金の支払は、1事故に基づく傷害入院につき、1回を限度とします。
- 被保険者が傷害退院時一時金の支払の対象となる傷害入院の期間中にさらに傷害退院時一時金の支払の対象となる傷害を被った場合であっても、当社は、その入院に対し重複しては傷害退院時一時金を支払いません。
- 被保険者が傷害退院時一時金の支払の対象とならない入院中に傷害退院時一時金の支払の対象となる傷害を被った場合は、その傷害の治療を開始した時に傷害入院が開始したものとして取り扱い、第1条（保険金を支払う場合）ならびに本条（1）および（2）の規定を適用します。

第3条（保険金の請求）

普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（1）に定める時は、第1条（保険金を支払う場合）（1）に該当した時または同条（2）に該当した時のいずれか早い時とします。

第4条（他の特約との関係）

- この保険契約に、傷害保険金の支払対象となる傷害を限定または拡大する旨の特約が適用される場合は、この特約の支払対象となる傷害についても同様に限定または拡大するものとします。
- この保険契約に、特定の傷害について傷害補償特約第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）（1）に規定する傷害入院保険金を2倍または増額して支払う旨の約定がある特約が適用される場合は、その特定の傷害については傷害退院時一時金も同様に2倍または増額して支払うものとします。
- この保険契約に、特定感染症補償特約（注1）が適用される場合は、同特約に規定する感染症入院の日数が14日以上継続（注2）した後、生存して退院したときも、この特約の規定に基づき傷害退院時一時金を支払うものとします。ただし、特定感染症補償特約（注1）第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）のいずれにも該当しない場合に限りです。
（注1）特定感染症補償特約とは、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約をいいます。
（注2）継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限りです。

第5条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

- 家族型への変更に関する特約
- 夫婦型への変更に関する特約

③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第6条（傷害補償特約の読み替え）

この特約については、傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）の規定中「傷害保険金」とあるのは「傷害退院時一時金」と読み替えて適用します。

第7条（傷害補償（標準型）特約の読み替え）

この特約については、傷害補償（標準型）特約第10条（契約後に通知いただく事項—通知義務）および第12条（保険料の返還または追加保険料の請求—通知義務の場合）の規定中「傷害保険金」とあるのは「傷害退院時一時金」と読み替えて適用します。

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

傷害長期入院一時金補償（270日）特約

【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & A D型）特約【用語の説明】、傷害補償（標準型）特約【用語の説明】および普通保険約款【用語の説明】による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

用語	説明
さ 再入院	前の入院の原因となった傷害が原因であると医師（注）が診断した結果、再度入院することをいいます。 （注）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
し 傷害長期入院一時金額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害長期入院一時金額として記載された額をいいます。
傷害長期入院日数	保険証券記載の傷害長期入院日数をいいます。
傷害補償特約	傷害補償（MS & A D型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
て 転入院	傷害の治療のために入院している患者がその傷害の治療・検査を受けるために、医師（注）の指示によって他の病院または診療所に移ることをいいます。 （注）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者が傷害入院に該当し、1回の傷害入院が傷害長期入院日数以上継続（注）した場合は、この特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、傷害長期入院一時金を被保険者に支払います。
- 当社は、傷害入院の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、傷害長期入院一時金を支払います。
（注）継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限りです。

第2条（支払保険金の計算）

- 当社は、1回の傷害入院が傷害長期入院日数以上継続した場合は、傷害長期入院一時金額を傷害長期入院一時金として被保険者に支払います。
- 傷害長期入院一時金の支払は、1事故に基づく傷害入院につき、1回を限度とします。
- 退院した後、被保険者が再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて継続した1回の入院として取り扱います。
- 本条（3）の規定にかかわらず、退院した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院として取り扱い、第1条（保険金を支払う場合）ならびに本条（1）および（2）の規定を適用します。
- 被保険者が傷害長期入院一時金の支払の対象となる傷害入院の期間中にさらに傷害長期入院一時金の支払の対象となる傷害を被った場合であっても、当社は、その傷害入院に対し重複しては傷害長期入院一時金を支払いません。
- 被保険者が傷害長期入院一時金の支払の対象とならない入院中に傷害長期入院一時金の支払の対象となる傷害を被った場合は、その傷害の治療を開始した時に傷害入院が開始したものとして取り扱い、第1条（保険金を支払う場合）ならびに本条（1）および（2）の規定を適用します。

第3条（保険金の請求）

普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（1）に定める時は、被保険者の1回の傷害入院日数が傷害長期入院日数以上継続した時とします。

第4条（他の特約との関係）

- この保険契約に、傷害保険金の支払対象となる傷害を限定または拡大する旨の特約が適用される場合は、この特約の支払対象となる傷害についても同様に限定または拡大するものとします。
- この保険契約に、特定の傷害について傷害補償特約第6条（傷害入院保険金および

がある特約が適用される場合は、この特約の支払対象となる疾病についても同様に限定または拡大するものとします。

第5条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第6条（疾病補償特約の読み替え）

この特約については、疾病補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）（4）の規定中「疾病保険金」とあるのは「疾病入院時一時金」、「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償継続契約」、「疾病補償保険契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償保険契約」
- ② 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中「疾病保険金」とあるのは「疾病入院時一時金」
- ③ 第2条（保険金を支払わない場合）（4）の規定中「疾病補償初年度契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償初年度契約」、「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償継続契約」
- ④ 第3条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金の計算）（17）の規定中「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償継続契約」、「疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金」とあるのは「疾病入院時一時金」、「疾病補償初年度契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償初年度契約」、「他の疾病補償契約」とあるのは「他の疾病入院時一時金補償契約」、「疾病補償保険契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償保険契約」
- ⑤ 第3条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金の計算）（18）の規定中「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償継続契約」
- ⑥ 第1条（契約年令の計算方法および誤りの場合の取扱い）の規定中「疾病補償保険契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償保険契約」、「疾病入院（注2）もしくは疾病通院または被保険者が受けた手術（注3）もしくは放射線治療（注4）」または「疾病入院（注2）、疾病通院、手術（注3）または放射線治療（注4）」とあるのは「疾病入院」、「疾病保険金」とあるのは「疾病入院時一時金」
- ⑦ 第12条（契約時の告知に関する特約）の規定中「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償継続契約」、「疾病補償初年度契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償初年度契約」、「疾病補償保険契約」とあるのは「疾病入院時一時金補償保険契約」

第7条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、疾病補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

疾病退院時一時金補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、疾病補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

	用語	説明
し	疾病退院時一時金	この特約により補償される疾病が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、疾病退院時一時金をいいます。
	疾病退院時一時金額	この特約により補償される疾病が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券記載の疾病退院時一時金額をいいます。
	疾病退院時一時金補償継続契約	疾病退院時一時金補償保険契約または他の疾病退院時一時金補償契約の満期日（注）を始期日とする疾病退院時一時金補償保険契約または他の疾病退院時一時金補償契約をいいます。 （注）満期日は、その疾病退院時一時金補償保険契約または他の疾病退院時一時金補償契約が満期日前に解除または解約されていた場合、その解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、「満期日の翌日」と読み替えます。
	疾病退院時一時金補償初年度契約	疾病退院時一時金補償継続契約以外の疾病退院時一時金補償保険契約または他の疾病退院時一時金補償契約をいいます。
た	疾病退院時一時金補償保険契約	この特約が適用される保険契約（注）をいいます。 （注）この特約が適用される保険契約には、当社の他の保険契約のうち当社が認めた保険契約を含みます。
	退院	入院している患者が、常に医師の管理下において治療に専念している必要がなくなり、病院等を出ることをいいます。

	用語	説明
た	他の疾病退院時一時金補償契約	疾病退院時一時金補償保険契約以外の当社があらかじめ認めた疾病による入院後退院した場合に一時金を支払う保険契約または共済契約をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が疾病入院に該当し、その状態が14日以上継続（注1）した後、生存して退院した場合は、この特約、疾病補償特約および普通保険約款の規定に従い、疾病退院時一時金を被保険者に支払います。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、疾病入院に該当する日数が365日を超えた場合は、当社は、疾病退院時一時金を被保険者に支払います。また、この場合において、その後生存して退院したときでも、当社は、疾病退院時一時金を支払いません。
- (3) 本条（1）および（2）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
- (4) 当社は、保険期間中に被保険者が疾病入院を開始した場合に限り、疾病退院時一時金を支払います。
（注1）継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限ります。
（注2）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、1回の疾病入院について、疾病退院時一時金額を疾病退院時一時金としてその被保険者に支払います。
- (2) 疾病退院時一時金の支払は、1回の疾病入院につき、1回を限度とします。
- (3) 疾病入院が終了した後、被保険者が再入院した場合は、後の疾病入院と前の疾病入院とを合わせて1回の疾病入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、新たな疾病入院とみなして、第1条（保険金を支払う場合）ならびに本条（1）および（2）の規定を適用します。
- (4) 被保険者が疾病退院時一時金支払の対象となる疾病入院の期間中にさらに疾病退院時一時金の支払の対象となる疾病を発病した場合であっても、当社は、その入院に対し重複しては疾病退院時一時金を支払いません。
- (5) 被保険者が疾病退院時一時金支払の対象とならない入院中に疾病退院時一時金を支払うべき他の疾病を発病した場合は、その疾病を発病した時に疾病入院が開始したものと取り扱って、第1条（保険金を支払う場合）ならびに本条（1）および（2）の規定を適用します。

第3条（保険金の請求）

普通保険約款第17条（保険金の請求）（1）に定める時は、第1条（保険金を支払う場合）（1）に該当した時または同条（2）に該当した時のいずれか早い時とします。

第4条（他の特約との関係）

- (1) この保険契約に、疾病保険金の支払対象となる疾病を限定または拡大する旨の約定がある特約が適用される場合は、この特約の支払対象となる疾病についても同様に限定または拡大するものとします。
- (2) この保険契約に、特定の疾病について疾病保険金を2倍または増額して支払う旨の約定がある特約が適用される場合は、その特定の疾病については疾病退院時一時金も同様に2倍または増額して支払うものとします。

第5条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第6条（疾病補償特約の読み替え）

この特約については、疾病補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）（4）の規定中「疾病保険金」とあるのは「疾病退院時一時金」、「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償継続契約」、「疾病補償保険契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償保険契約」
- ② 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中「疾病保険金」とあるのは「疾病退院時一時金」
- ③ 第2条（保険金を支払わない場合）（4）の規定中「疾病補償初年度契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償初年度契約」、「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償継続契約」
- ④ 第3条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金の計算）（17）の規定中「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償継続契約」、「疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金」とあるのは「疾病

退院時一時金]、「疾病補償初年度契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償初年度契約」、「他の疾病補償契約」とあるのは「他の疾病退院時一時金補償契約」、「疾病補償保険契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償保険契約」

- ⑤ 第3条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金の計算）（18）の規定中「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償継続契約」
- ⑥ 第11条（契約年令の計算方法および誤りの場合の取扱い）の規定中「疾病補償保険契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償保険契約」、「疾病入院（注2）もしくは疾病通院または被保険者が受けた手術（注3）もしくは放射線治療（注4）」または「疾病入院（注2）、疾病通院、手術（注3）または放射線治療（注4）」とあるのは「疾病入院後の退院」、「疾病保険金」とあるのは「疾病退院時一時金」
- ⑦ 第12条（契約時の告知に関する特則）の規定中「疾病補償継続契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償継続契約」、「疾病補償初年度契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償初年度契約」、「疾病補償保険契約」とあるのは「疾病退院時一時金補償保険契約」

第7条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、疾病補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

疾病長期入院一時金補償（270日）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、疾病補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

	用語	説明
し	疾病長期入院一時金	この特約により補償される疾病が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、疾病長期入院一時金をいいます。
	疾病長期入院一時金額	この特約により補償される疾病が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券記載の疾病長期入院一時金額をいいます。
	疾病長期入院一時金補償継続契約	疾病長期入院一時金補償保険契約または他の疾病長期入院一時金補償契約の満期日（注）を始期日とする疾病長期入院一時金補償保険契約または他の疾病長期入院一時金補償契約をいいます。 （注）満期日は、その疾病長期入院一時金補償保険契約または他の疾病長期入院一時金補償契約が満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、「満期日の翌日」と読み替えます。
	疾病長期入院一時金補償初年度契約	疾病長期入院一時金補償継続契約以外の疾病長期入院一時金補償保険契約または他の疾病長期入院一時金補償契約をいいます。
	疾病長期入院一時金補償保険契約	この特約が適用される保険契約（注）をいいます。 （注）この特約が適用される保険契約には、当社の他の保険契約のうち当社が認めた保険契約を含みます。
	疾病長期入院日数	保険証券記載の疾病長期入院日数をいいます。
	た	他の疾病長期入院一時金補償契約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が疾病入院に該当し、1回の疾病入院が疾病長期入院日数以上継続（注1）した場合は、この特約、疾病補償特約および普通保険約款の規定に従い、疾病長期入院一時金を被保険者に支払います。
- (2) 本条（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) 当社は、保険期間中に被保険者が疾病入院を開始した場合に限り、疾病長期入院一時金を支払います。
- （注1）継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限りです。
- （注2）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。